

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モーリタニア	食糧増産援助に関する日本国政府とモーリタニア・イスラム共和国政府との間の交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	174,000千円 H17.3.30まで	H16.3.31 ダカール (セネガル) で (同日)	日本側 中島明在モーリタニア大使 モーリタニア側 モハメド・エル・モクタル・ウアルド・モハメド・ヤフヤ在セネガル モーリタニア大使	H16.11.17 739号
モーリタニア	食糧援助に関する日本国政府とモーリタニア・イスラム共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	300,000千円 H17.3.31まで	H16.5.6 ダカール (セネガル) で (同日)	日本側 中島明在モーリタニア大使 (セネガルにて兼轄) モーリタニア側 モハメド・エル・モクタル・ウアルド・モハメド・ヤフヤ在セネガル モーリタニア大使	H17.5.24 305号
モーリタニア	南部地方飲料水供給計画のためモーリタニア・イスラム共和国政府との間の交換公文	南部地方飲料水供給計画を実施するために必要な給水施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 車両及び機械並びにそれらの調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導並びに啓もう活動に必要な役務の供与	290,000千円 H17.3.31まで	H16.6.17 ダカール (セネガル) で (同日)	日本側 川口哲郎在モーリタニア臨時代理大使 (セネガルにて兼轄) モーリタニア側 モハメド・エル・モクタル・ウアルド・モハメド・ヤフヤ在セネガル モーリタニア大使	H17.3.28 156号
モーリタニア	スアクシヨット水産物衛生管理施設整備計画の贈与に関する日本国政府とモーリタニア・イスラム共和国政府との間の交換公文	スアクシヨット水産物衛生管理施設整備計画の建設並びに魚市場の改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 機械及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	1,018,000千円 H17.3.31まで	H16.9.21 ダカール (セネガル) で (同日)	日本側 中島明在モーリタニア大使 モーリタニア側 モハメド・エル・モクタル・ウアルド・モハメド・ヤフヤ在セネガル モーリタニア大使	H16.12.27 830号
モーリタニア	食糧援助に関する日本国政府とモーリタニア・イスラム共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	300,000千円 H18.1.1まで	H17.1.2 スアクシヨットで (同日)	日本側 中島明在モーリタニア大使 モーリタニア側 シゲイ・イ・ウアルド・ウ・デイン経済・開発大臣	H17.6.29 540号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

